

特別養護老人ホームみやざわ苑利用料

(高額介護サービス費を適用した実利用料金)

(令和4年10月1日以降の月額)

※月額の総費用は、①下記第1～5段階に該当する金額+②金銭管理費用(月額500円)+③諸費用(1か月で約3,000～5,000円程度、医療機関にかかる診療費や薬局にかかる薬代、理髪代ほか)

【例】第2段階での1か月の費用総額の場合

① 52,510円+②500円+③3,000円=約56,010円

第1段階(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日300円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者

・約53,220円

第2段階(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日390円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

・約56,010円

第3段階①(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日650円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下

・約88,860円

第3段階②(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日1,360円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超151万5千円以下

・約110,870円

第4段階(「介護保険負担限度額認定証」無し)

1割負担のかた 約161,236円

2割負担のかた 約161,236円

3割負担のかた 約161,236円

担当 特別養護老人ホームみやざわ苑 生活相談員 斎藤
電話 0258-52-2500